

おくやみガイドブック

青梅市

おくやみ支援窓口のご案内（完全予約制）

ご遺族の市役所での手続きを支援いたします。

予約方法 来庁希望日の原則4営業日前までにお電話または青梅市ホームページの予約フォームからお申込みください（右下の二次元コードからアクセスできます）。
予約フォーム：<https://logofom.jp/form/LaiY/278130>

予約電話番号 **0428-22-1111** 内線 2103・2104

対象者 亡くなられた時に青梅市に住民登録のあった方のご遺族

※詳しくは、1ページ目または青梅市ホームページをご覧ください。



おくやみ支援窓口 のご案内

事前予約制です。
利用日の原則4営業日前
までにお電話をください。

青梅市では、亡くなられた方に関して市役所で行う様々な手続きの支援を行う「おくやみ支援窓口」を設置しています。

<支援窓口>でできること

- **書類の記入が省略できます**
事前予約により住所・氏名などの基本的な情報をあらかじめ申請書類に印字するので、書類の記入を省略できます。
- **必要な手続きのご案内ができます**
支援窓口での聞き取りにより、手続きが必要な部署に連携しご案内をします。それぞれの窓口で番号札を発券する必要がなくなります。

各種手続きや持ち物の詳細については、『おくやみガイドブック』に記載されています。

支援窓口開設時間 平日開庁日(木曜日を除く)の
午前9時から午後4時まで
(午前11時から午後2時を除く)

お問合せ先 「おくやみ支援窓口の件」と
お伝えください。

 青梅市市民課住民記録係
0428-22-1111 内線2103・2104

身近な方が亡くなられた後の手続きは、亡くなられた方により、必要な手続きが異なります。また、複数の窓口にまたがることも多く、ご遺族の大きな負担となっています。そこで、本市では「おくやみ支援窓口」を設置し、市役所の手続きについて説明するとともに、申請書の作成を支援するなど、少しでも負担を軽減して必要な手続きを行っていただけるようご案内します。どうぞ、ご利用ください。

予約受付時間 平日の午前8時30分から午後5時

開設時間 月曜日から金曜日(木曜日を除く)の
午前9時・10時・午後2時・3時の各1件ずつ、計4件をご案内します。
※土曜日・日曜日、祝日などの休日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く

場 所 市役所1階市民課(番号札発券機から番号札をお取りください。)

持ち物 2ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「来庁される方の本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表および喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表および喪主、年金請求者）
- 葬祭を行った方（喪主など）および亡くなられた方の氏名が確認できる葬祭の領収書または会葬礼状**（亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療に加入されていた場合）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

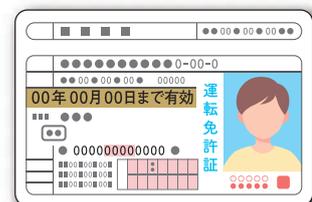
亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金証書、年金手帳など）**
- 国民健康保険または後期高齢者医療の資格確認書（被保険者証）（社会保険加入者を除く）**
※国民健康保険の世帯主が亡くなられて、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書（被保険者証）
- 国民健康保険高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など、亡くなられた方の各種認定証（社会保険加入者を除く）**
- 介護保険被保険者証**
- 医療福祉費受給者証（マル福）**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証**

来庁される方の本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
- 2点で本人確認できる書類**
介護保険被保険者証、健康保険・後期高齢者医療の資格確認書（被保険者証）、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



【一例です】

令和 年 月 日

委任状

委任者 住所 _____
氏名 _____ 印※
電話番号 _____

私は、下記の者を代理人と定め、

_____ を委任します。

代理人 住所 _____
氏名 _____
生年月日 _____ 年 月 日
委任者との関係 _____

【注意事項】

※原則、すべて委任者が記入してください（消えるペン等不可）。

※すべて印字して作成した場合は委任者の押印が必要です。

※押印の際は朱肉を使用してください（スタンプ印等不可）。

※窓口で委任内容を追記することはできません。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.5
身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.7
死亡に伴う各種手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.8
2. 税金に関する手続き	P.10
3. 年金に関する手続き	P.14
4. 医療保険に関する手続き	P.16
5. 子どもに関する手続き	P.19
6. 介護保険に関する手続き	P.23
7. 福祉（障がい）に関する手続き	P.24
8. 上下水道に関する手続き	P.31
9. その他の手続き	P.34
亡くなられた方が会社員だった場合	P.38
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.39
改葬・墓じまいの手続きについて	P.39
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.40
相続に関する手続きチェックリスト	P.42
家系図	P.44
亡くなられた方の財産について	P.45
法定相続情報証明制度について	P.46

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバー（個人番号）カードを持っていた	P.8
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯にほかに2名以上世帯員がいる	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.9
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・家屋）を持っていた	P.10
	<input type="checkbox"/>	毎年、償却資産を申告していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	市民税・都民税・森林環境税が課税されていた	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.13
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金のみ受給していた・加入していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	厚生年金を受給していた・加入していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金を受給していた・加入していた	P.15
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
医療保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税が課税されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	P.18
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	児童育成手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成医療証を交付されていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	育成医療医療証を交付されていた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.23

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成(マル障)を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.28
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	井戸水や簡易水道水を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であった	P.32
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住まわれていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	単身で暮らしていた亡くなられた方の家財整理をしたい	
	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	河川用地または水路用地を占用していた	
	<input type="checkbox"/>	森林の土地を所有していた	P.36
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.37
<input type="checkbox"/>	青梅市墓地公園を使用していた		

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (42 ページ参照)
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (43 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

青梅市で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバー（個人番号）カードを持っていた

手続き カードの返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）カードの返還は、義務ではありません。 死亡後の様々なお手続き・請求などで、マイナンバー（個人番号）が必要となることがあります。亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）は、マイナンバー（個人番号）カード返還後、確認いただくことができなくなります。返還される場合は、各種手続きなどを終えてからの返還をお願いいたします。 亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）カードは、死亡日をもって廃止となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）カード	市民課 TEL：0428-22-1111 内線：2102・2109

亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯にほかに2名以上世帯員がいる

手続き 世帯主変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯にほかに2名以上世帯員がいる場合には世帯主変更届が必要です。新しく世帯主になる方が手続きに来られない場合は委任状をご持参ください。 国民健康保険資格確認書（被保険者証）をお持ちの方は世帯主変更に伴い差替も併せて必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	新しく世帯主になる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書（被保険者証）（お持ちの方のみ）	市民課（1階4番） TEL：0428-22-1111 内線：2103・2104

2. 税金に関する手続き

固定資産（土地・家屋）を持っていた

手続き① 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、課税課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税課土地係までお問い合わせください。</p>	<p>相続発生後、速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p>原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p>遺言書の写しなど</p>	<p>課税課土地係（1階15番B）</p> <p>TEL：0428-22-1111</p> <p>内線：2184・2185・2186</p> <p>管轄の法務局</p> <p>西多摩支局</p> <p>TEL：042-551-0360</p>

手続き② 未登記家屋の所有者変更

手続き詳細	期 限
<p>法務局に登記をしていない家屋（未登記家屋）は、青梅市家屋補充課税台帳にて管理しています。</p> <p>未登記家屋の新たな所有者が決まりましたら、家屋補充課税台帳登録事項変更申請書を提出していただくことで、所有者の変更ができます。</p>	<p>相続発生後、速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>該当家屋を相続する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書</p> <p>【遺産分割協議書がない場合】</p> <p>ご案内しますので、問い合わせ先までご連絡ください。</p>	<p>課税課家屋係（1階15番B）</p> <p>TEL：0428-22-1111</p> <p>内線：2181・2182</p>

2. 税金に関する手続き

毎年、償却資産を申告していた

手続き 償却資産の相続など

手続き詳細	期 限
<p>事業の用に供する償却資産は、固定資産税の対象となり、毎年1月1日現在の償却資産の保有状況を市に申告いただきます（税務署への申告とは別に、市への申告が必要です。）。</p> <p>亡くなられた翌年の償却資産申告書に、相続または廃業の旨の記入をお願いします。</p>	<p>亡くなられた翌年の1月中</p> <p>※12月上旬頃に償却資産申告のご案内を郵送します。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人または税理士など</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 償却資産申告書</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>課税課家屋係（1階15番B）</p> <p>TEL：0428-22-1111</p> <p>内線：2183</p>

市民税・都民税・森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>市民税・都民税・森林環境税が課税されていた納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定をする届出になります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税課市民税係までお問い合わせください。</p>	<p>相続開始を知った日から概ね3か月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人または税理士など</p>
<p>必要なもの</p> <p>【税理士など代理の方が手続きする場合】 委任されたことが分かるものをお持ちください。</p> <p>【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】 遺言書の写しなど</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>課税課市民税係（1階15番A）</p> <p>TEL：0428-22-1111</p> <p>内線：2172・2173・2174</p>



原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など）	相続人または 相続人と同居の家族
	問い合わせ先
	課税課庶務係（1階15番A） TEL：0428-22-1111 内線：2171

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きを してください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など）	相続人または 相続人と同居の家族
	問い合わせ先
	課税課庶務係（1階15番A） TEL：0428-22-1111 内線：2171

2. 税金に関する手続き



税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 ※別途、相続人であることを確認できる書類を求め場合があります。	収納課 滞納整理第一係・第二係 (1階14番) TEL：0428-22-1111 内線：2166・2167

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、口座振替の停止を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な人 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	収納課収納管理係 (1階14番) TEL：0428-22-1111 内線：2161・2162・2163

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 年金に関する手続き

国民年金のみ受給(※)していた・加入していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	保険年金課（1階8番） TEL：0428-22-1111 内線：2112・2113

厚生年金を受給(※)していた・加入していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 日本年金機構 青梅年金事務所 TEL：0428-30-3410

3. 年金に関する手続き

共済年金を受給していた・加入していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ、農業者年金死亡関係届出書を提出してください。詳しくは問い合わせください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 TEL：0428-22-1111 内線：2349

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

4. 医療保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書（被保険者証）の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書（被保険者証）を回収します。 ※市役所に返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書（被保険者証） <input type="checkbox"/> 高齢受給者証（70歳から74歳までの方でお持ちの方） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証など（お持ちの方）	保険年金課（1階7番） TEL：0428-22-1111 内線：2114・2115

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の 翌日から2年間
	手続き可能な人 葬祭を行った方 (喪主など)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方(喪主など)の印鑑 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方(喪主など)の振込先口座が分かるもの (通帳など) <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方(喪主など)および亡くなった方の氏名が確認 できる葬祭の領収書または会葬礼状	保険年金課（1階7番） TEL：0428-22-1111 内線：2116・2119

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 資格確認書（被保険者証）の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書（被保険者証）を回収します。 ※市役所に返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書（被保険者証） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証など（お持ちの方）	保険年金課（1階9番） TEL：0428-22-1111 内線：2117・2118

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人 葬祭を行った方（喪主など）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方（喪主など）の印鑑 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方（喪主など）の振込先口座が分かるもの（通帳など） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方（喪主など）および亡くなられた方の氏名が確認できる葬祭の領収書または会葬礼状	保険年金課（1階9番） TEL：0428-22-1111 内線：2117・2118

児童扶養手当を受給していた

手続き 証書の返納、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
<p>受給者が亡くなられた場合、資格喪失届を提出し、証書を返納または破棄してください。</p> <p>死亡日の属する月の手当までが支給可能です。受給者が亡くなられたことにより、未払いとなった手当てがある場合は、別途手続きが必要です。ご相談ください。</p> <p>児童が亡くなられた場合、減額などの手続きが必要になります。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】 ご家族の方</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者</p>
<p>必要なもの</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 未払いの手当がある場合は、児童名義の金融機関の通帳 またはキャッシュカード</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 特になし</p> <p>※状況により、必要書類が追加となる場合があります。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども育成課 (1階12番B) TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139</p>

児童育成手当を受給していた

手続き 資格喪失届提出の手続きなど

手続き詳細	期 限
<p>受給者が亡くなられた場合、資格喪失届を提出してください。</p> <p>死亡日の属する月の手当までが支給可能です。受給者が亡くなられたことにより、未払いとなった手当てがある場合は、別途手続きが必要です。ご相談ください。</p> <p>児童が亡くなられた場合、減額などの手続きが必要になります。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】 ご家族の方</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者</p>
<p>必要なもの</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 未払いの手当がある場合は、児童名義の金融機関の通帳 またはキャッシュカード</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 特になし</p> <p>※状況により、必要書類が追加となる場合があります。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども育成課 (1階12番B) TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139</p>



ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、消滅届の提出

手続き詳細	期 限
<p>保護者が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、消滅届を提出し、医療証を返納または破棄してください。</p> <p>状況により、再度の申請となる場合があります。</p> <p>児童が亡くなられた場合、対象者減員などの手続きが必要になります。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者</p>
<p>必要なもの</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成医療証</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の加入医療保険の状況が確認できるもの</p> <p>【児童が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成医療証</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p>※状況により、必要書類が追加となる場合があります。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども育成課 (1階 12番B) TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139</p>



育成医療医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、消滅届の提出

手続き詳細	期 限
<p>保護者が亡くなられた場合、保護者変更の手続きが必要になることがあります。</p> <p>児童が亡くなられた場合、医療証は死亡日をもって失効となります。消滅届を提出し、医療証を返納または破棄してください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】 保護者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者</p>
<p>必要なもの</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の育成医療医療証</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 家族全員の加入医療保険の状況が確認できるもの</p> <p>※加入医療保険の種類などにより、内容が異なります。</p> <p>【児童が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の育成医療医療証</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども育成課 (1階 12番B) TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139</p>

7. 福祉（障がい）に関する手続き



身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、愛の手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2134・2135・2136



障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当がある場合、同居の親族がいれば請求できます。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。</u>	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
【未払い分がある場合】 <input type="checkbox"/> 同居の親族の振込口座の分かるもの	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

MEMO



特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
【未払い分の手当がある場合】 未払特別児童扶養手当請求書を提出し、請求の手続きが必要になります。	手続き可能な人
【受給資格が継続する場合】 認定請求書を提出し、受給者変更の手続きが必要になります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給証明書	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
【未払い分の手当がある場合】 未払特別児童扶養手当請求書を提出し、請求の手続きが必要になります。	手続き可能な人
【他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合】 額改定の手続きが必要になります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給証明書	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

7. 福祉（障がい）に関する手続き



自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2134・2135・2136



心身障害者医療費助成（マル障）を受けていた

手続き 心身障害者医療費助成（マル障）受給者証の返却および、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者医療費助成（マル障）を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の心身障害者医療費助成（マル障）受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座の分かるもの	年金を受給する方または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの	年金加入者または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

7. 福祉（障がい）に関する手続き



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡月をもって資格喪失となります。喪失の手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	指定相続人
<input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書	
	問い合わせ先
	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132



児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2136

MEMO

.....

.....

.....

.....



障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2136



地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2136

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	東京都水道局 多摩お客様センター TEL：0570-091-100 または、042-548-5110

井戸水や簡易水道水を使用していた

手続き 世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
井戸水や簡易水道水を使用して、下水道や公設浄化槽に排水している世帯の方は、世帯人数の変更手続きが必要です。 <u>※電話にて手続き可能です。</u>	なし
	手続き可能な人 ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道課（6階） TEL：0428-22-1111 内線：2642・2643

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

手続き 受益者異動申告書の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※市HPより変更届のダウンロード可能。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受益者異動申告書	下水道課（6階） TEL：0428-22-1111 内線：2642・2643



浄化槽を使用していた

手続き 使用者名義変更または休止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者名義だった場合、担当窓口で使用者名義変更または休止の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	【公設】 下水道課（6階） 内線：2644・2645 【個人管理】 清掃リサイクル課（5階） 内線：2514・2515

MEMO

9. その他の手続き



市営住宅に住まわれていた

手続き 必要な手続きをご確認ください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の家族構成などに応じて、明渡し、世帯員変更または名義人の承継などの手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられたことが証明できる書類 (死亡診断書(写)) ※詳細は事前にお問い合わせください。	住宅課公営住宅係 TEL：0428-22-1111 内線：2531・2352



単身で暮らしていた亡くなられた方の家財整理をしたい

手続き リサイクルセンターへのごみの持ち込み

手続き詳細	期 限
リサイクルセンターへのごみの持ち込みの際は、ごみの発生場所(住所)の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類、亡くなられたことが証明できる書類を持参し、リサイクルセンターの受付職員に提示してください。 ※一部リサイクルセンターで処分できないものがあります。 ※ごみの発生場所(住所)が青梅市外の場合は、持ち込みできません。 ※亡くなられた方と同居している方がいる場合は、持ち込みできません。通常のごみ出しとなります。 ※青梅市のごみ出しのルールに従って分別した状態で持ち込んでください。指定収集袋に入れる必要があるものは、袋に入れて持ち込んでください。	なし
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の請求書、固定資産税の評価証明書など) <input type="checkbox"/> 亡くなられたことが証明できる書類 (死亡診断書(写)など) <input type="checkbox"/> 持込み者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)	リサイクルセンター TEL：0428-31-0540 環境部清掃リサイクル課 TEL：0428-22-1111 内線：5550

9. その他の手続き

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しと申請時の資料が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有の廃止】 <input type="checkbox"/> 占有廃止届および占有許可書の写し 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路占有申請書および表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	都市整備部管理課（5階） TEL：0428-22-1111 内線：2576・2577

河川用地または水路用地を占有していた

手続き 占有許可の変更または廃止手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、地位継承の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	【相続される場合】 その承継の日から 30日以内 【廃止される場合】 現状を回復してから 速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【準用河川占有許可の名義変更】 <input type="checkbox"/> 地位継承届 【準用河川占有許可の廃止】 <input type="checkbox"/> 工作物の用途廃止届、土地占有目的の終了届 【普通河川占有等許可の名義の変更】 <input type="checkbox"/> 地位承継届 【普通河川占有等許可の廃止】 <input type="checkbox"/> 普通河川占有廃止届	どなたでも可
	問い合わせ先
	都市整備部管理課（5階） TEL：0428-22-1111 内線：2576・2577

森林の土地を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書

手続き詳細	期 限
相続などにより森林の土地を取得した場合には、手続きが必要です。 詳しくはお問い合わせください。	登記後、速やかに
	手続き可能な人
	権利取得者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 相続などにより取得した森林の土地登記簿（登記後） <input type="checkbox"/> 森林の位置が分かる地図	農林水産課林務水産係 TEL：0428-22-1111 内線：2348

農地を所有していた

手続き 農地相続時の届出書提出

手続き詳細	期 限
相続などにより農地を取得された場合、登記後、農業委員会事務局にて手続きをしてください。 詳しくはお問い合わせください。	登記後、速やかに
	手続き可能な人
	権利取得者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 相続などにより取得した農地の土地登記簿（登記後）	農業委員会事務局 TEL：0428-22-1111 内線：2349

MEMO

9. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 飼い犬の登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飼っていた犬を引き受けて飼う場合、新たな飼い主の方がお住まいの市町村で所有者変更の手続きが必要です。	変更後30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 犬鑑札(お持ちの方)	どなたでも可
	問い合わせ先
	環境政策課 (5階) TEL: 0428-22-1111 内線: 2536・2537

青梅市墓地公園を使用していた

手続き 青梅市墓地公園の承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が青梅市墓地公園使用者であった場合、墓地の承継が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 承継使用申請書 <input type="checkbox"/> 祭し承継に関する承諾書(相続人全員の記名が必要) <input type="checkbox"/> 青梅市墓地公園区画墓地使用許可証 (紛失した場合は再発行手数料 … 100円) <input type="checkbox"/> 承継手数料 … 300円 <input type="checkbox"/> 埋火葬許可証 <input type="checkbox"/> 相続人全員現使用者と新使用者の関係、現使用者の死亡事項が確認できるもの(原本) (改製原戸籍謄本、戸籍謄本、除籍謄本など) <input type="checkbox"/> 新使用者の戸籍謄本(原本) <input type="checkbox"/> 新使用者の住民票の一部の写し(原本) ※状況により、必要書類が追加となる場合があります。	祖先の祭しを主宰すべき方(代理可)
	問い合わせ先
	環境政策課 (5階) TEL: 0428-22-1111 内線: 2536・2537

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 お問い合わせください。</p> <p>【問い合わせ先】 ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165</p> <p>日本年金機構 青梅年金事務所 TEL：0428-30-3410</p> <p>【手続き先】 年金事務所</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 青梅税務署 TEL:0428-22-3185
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類（例）を発行してもらいます。

（例）受入証明書、永代使用許可証など

2 改葬許可申請書の作成

現在、埋葬されている墓地の管理者に、改葬許可申請書を記入してもらいます。

※申請書は提出先の市区町村でお受け取りください。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養墓など他の墓地に遺骨を移す際に必要な手続きです。

上記1、2の書類を、現在墓地のある市区町村に提出し、改葬許可証を受け取ります。

※上記以外の書類が必要なこともあります。また、交付まで数日かかる場合があります。

4 遺骨の取り出し（魂抜き）

遺骨の取り出しなどを石材店に依頼する場合は、事前にどこに依頼するか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

6 墓石などの撤去、廃止手続きなど

遺骨がなくなりましたら、墓地管理者（青梅市墓地公園の場合は青梅市環境政策課）に事前に許可を得て、墓石などの撤去をします。その後墓地管理者に墓地区画の返還手続きが必要になる場合があります。※個人墓地の場合は、市区町村に廃止許可申請が必要になることがありますので、お問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

環境政策課（5階）

TEL:0428-22-1111 内線:2536・2537

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	青梅警察署 TEL:0428-22-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 TEL:03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住所地 を管轄する保健所へお 問い合わせください。	東京都西多摩保健所 TEL:0428-22-6141
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐輪場を利用している	<input type="checkbox"/>	定期利用解除には手続きが必要です。 詳細は利用していた駐輪場の管理者にお問い合わせ ください。	

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 青梅税務署 TEL：0428-22-3185
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	東京法務局西多摩支局 TEL：042-551-0360
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 TEL：0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査	速やかに	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

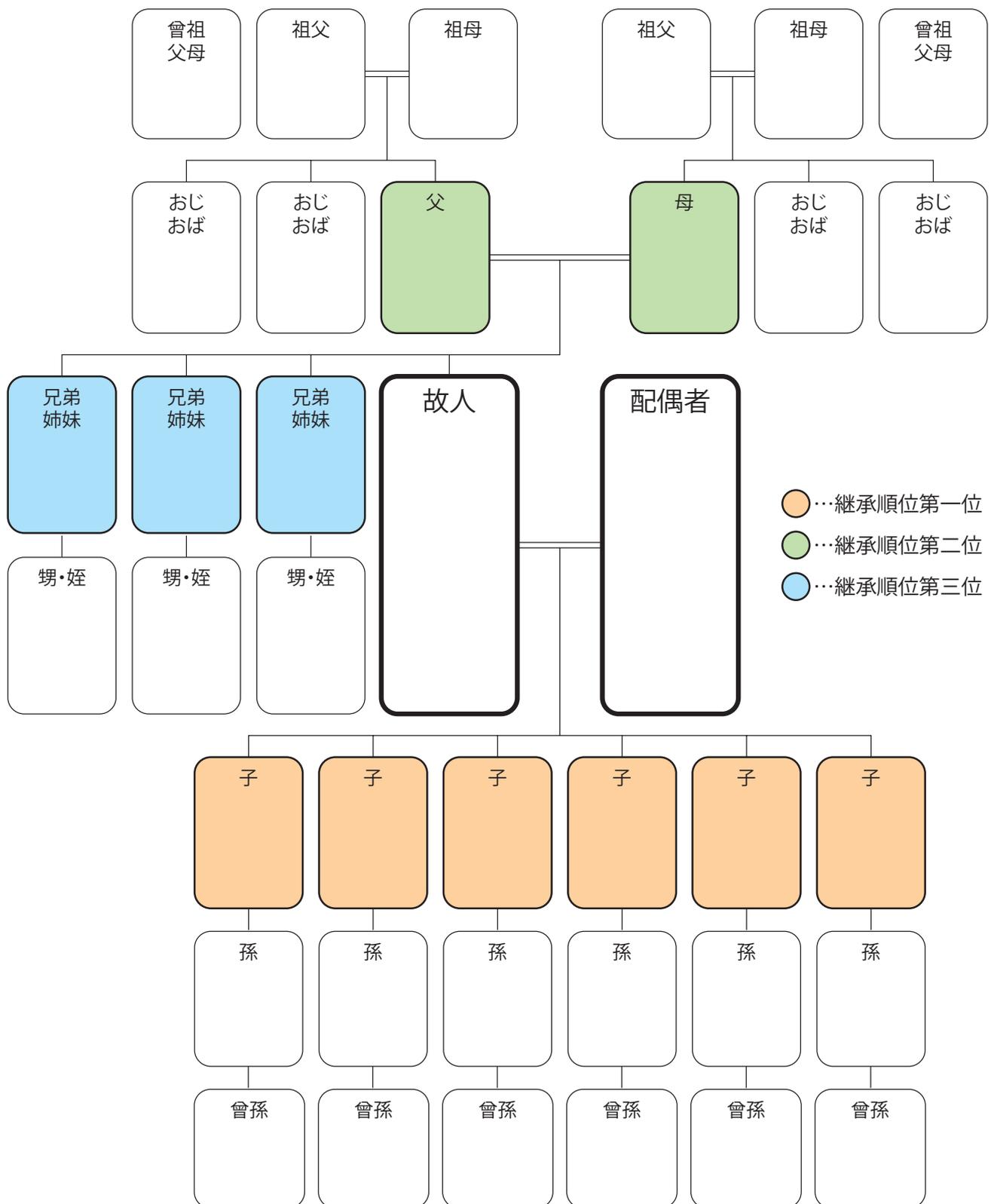
市役所外の主な手続き

相続について

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)	10か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付		各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

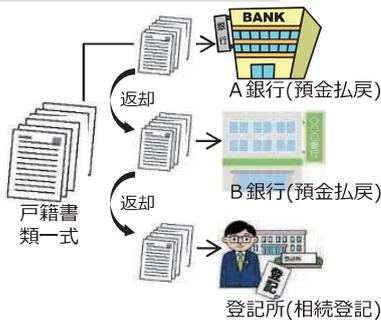


相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

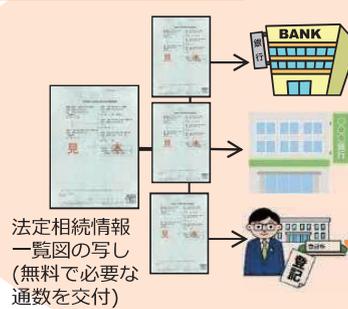
※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続きでは、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手順の流れ

～法定相続情報証明制度の手続きの3STEP！～



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして各種相続手続きへお使いください。

令和6年4月1日から申請義務化！
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。





相続

ご相談ください

なんでも

あゝあ
こまったな



お客様から選ばれる5つの理由

- 1 相続専門の特化型事務所**
 相続税申告件数年間40件以上の経験と実績があり、他の税理士からの依頼もあります
- 2 安心の料金事前提示**
 インターネットでも料金体系を明示しているため、過大請求の心配がありません
- 3 相続手続きワンストップ対応**
 行政書士資格保有なので、遺産分割協議書作成もお任せください
- 4 万全の税務調査対策**
 税理士法第33条の2に規定された書面添付により、適正な申告であることの具体的な説明を追加します
- 5 お勤めの方、ご高齢の方も安心**
 日曜日や夜間の相談対応、ご自宅への訪問による相談対応も可能です

初回
相談無料

[http://
相続専門.jp](http://相続専門.jp)



税理士 鎌田 健吾

鎌田相続税理士事務所

税理士 第132279号 行政書士 第22080408号



高幡不動駅徒歩3分
TEL 042-525-0588

月・火・木・金 9時～17時 土 9時～13時



日野市高幡 702-10

相続手続き・相続税申告・不動産売却



のお困りごとをトータルサポート

相続・税金

に関するお手続きなら
小柳津会計事務所へご相談ください。

どんな小さなお悩みでも迅速に対応いたします。



ご相談・御見積 無料

直接お話をお聞きした
うえで、わかりやすく
ご説明いたしますので、
お気軽にご相談いた
だけます。



土日祝の 対応可

平日お仕事をされてい
る方でも、お客様のご
都合に合わせてお伺い
しておりますので、安
心してお任せいただけ
ます。



ワンストップの サポート体制

司法書士や弁護士、土
地家屋調査士等との強
固なネットワークによ
り、相続に関する様々
なケースへの迅速な対
応が可能です。



代表税理士 小柳津卓

相談無料 お気軽にお問い合わせください

☎ **0120-951-955**

携帯電話 **090-8808-2094** (年中無休)

東京税理士会 青梅支部所属

アクセスはこちら

小柳津会計事務所

経営革新等支援機関認定



住所〒197-0023 東京都福生市志茂183-3 ディアホームビル2階 / ホームページ<https://oyaizu-kaikai.com/>

みたまやすらぎの里

いなたり

稲足神社霊園

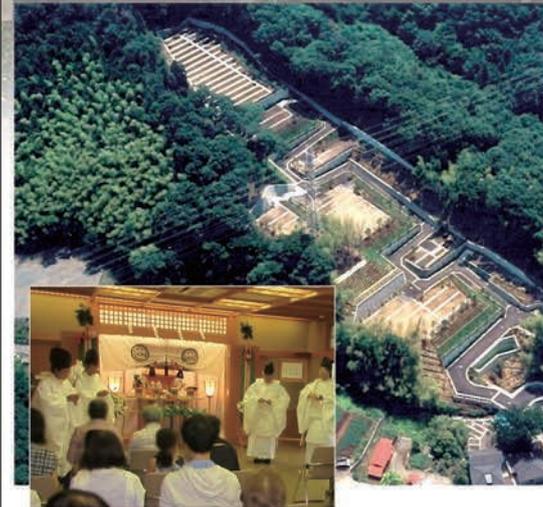
東京都あきる野市菅生871番地 公式ホームページ

社務所 ☎ 042-558-7776

受付時間 8:00-17:00 年中無休



鎮守の杜に囲まれた
神様が
お守護する霊園



霊園の概要

事業主	宗教法人 稲足神社 (霊園許可番号: 11秋保生き第55号)
包括団体	神社本庁
所在地	東京都あきる野市菅生871番地
総面積	26,573㎡
宗教	宗教不問。神道以外の方にも多くご利用いただいております。 ただし霊園内祭礼は神式のみ。氏神様の神職に祭礼を依頼することを推奨。
墓地の種類	一般墓地、芝生墓地、納骨堂、永代祭祀家族墓、古墳型樹木葬
施設	神道会館 (1階 休憩所, 2階 参集殿, エレベーター、和室)、 御霊殿、駐車場、バリアフリー・スロープ
設備	車椅子、AED (自動体外式除細動器)、インターホン (園内各所)

相続の諸手続きをお手伝い 初回相談無料！ご訪問もできます

「悲しむまもなく手続きに追われた」

そんな声をよく聞きます

私たちの使命はご遺族の負担を軽くすること

面倒な手続きは全部お任せ！

ご家族の大切な時間を守ってください



わかりやすい料金体系

遺産分割協議書作成	77,000 円 (税込み) ~
法定相続人調査・法定相続情報一覧図作成	55,000 円 (税込み) ~
相続財産調査・財産目録作成	55,000 円 (税込み) ~
その他なんでもご相談ください	

遺産分割協議書

法定相続情報一覧図

税理士、司法書士等、幅広いネットワーク
ワンストップサービスでサポート！

銀行手続き



相続税

不動産売却

KIG 行政書士オフィスKIG

〒198-0036

東京都青梅市河辺町5-22-12 ホーヨービル2F

☎ 0428-78-4537

✉ ishi@officekig.com 🌐 https://officekig.com



LINE公式で
暮らしの情報配信中！



行政書士 石 健児

日本行政書士会連合会 第13131534号
(一社)相続診断協会認定 相続診断士

西多摩地域 で相続・終活にお困りの方へ

相続まるっとお助け隊

地域の皆様が、不安や心配の少ない生活を送れるよう、困ったときに相談しやすい相続・終活の総合窓口です。

相談から解決まで伴走し、地元根付いた活動を通じて、地域社会に貢献したい、という思いから立ち上げました。

何から始めたら
いいかわからない

どこに相談
したらいいの？

いきなり専門家に
連絡するのは敷居が高い



名義変更

遺産分割

空家整理

葬儀社紹介

遺言書作成

相続税申告

それだけじゃない私たち



市民センター等での相続・終活セミナーの開催、
無料相談会の実施、各専門家への橋渡しなど幅広く活動

弁護士、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、
宅地建物取引士等 経験豊富なサポートメンバー



相続まるっとお助け隊

手続き・ご相談の1本化 丸投げOK 初回ご相談無料/1時間

お問い合わせ むらたのみ税理士事務所内
許認可番号 税理士登録番号第140295号

0428-84-0661

営業時間 平日9:30~17:00(定休日土・日・祝日)
所在地 〒198-0171 東京都青梅市二俣尾2-397-10



相続まるっとお助け隊 検索

解体のことなら お任せください！

- ✓ 初めてなので不安
- ✓ 解体費用が気になる
- ✓ 土地の有効活用をしたい
- ✓ 隣地との隙間がほとんどない
- ✓ リノベーションをしたい
- ✓ 庭や塀など部分的な撤去をしたい

地域密着だからこそその強みで細かなフォローをお約束します。
お問い合わせいただきましたら、丁寧に**現地調査**を行った上でお見積書を作成し、
ご納得いただいた上で工事を開始いたします。

お見積りや現地調査は無料ですので、まずはお気軽にお問い合わせください。



安全・安心・丁寧な解体工事のご依頼は
有限会社青光興業

建設業許可 (般 -2)123801
産業廃棄物収集運搬業許可 第 108371 号

☎ **0428-74-9130**

営業時間 8:00 ~ 18:00 (日曜・祝日定休)
〒198-0001 東京都青梅市成木 3-44-1
<https://seiko-kogyo.com/>

＼HPはこちら／



MEMO

むさし中央の

相続の窓

お悔み申し上げます。
 ご親族が亡くなられた。
 ご葬儀、役所への届け出が終わった。
 相続人で遺産を分けることになった。
 でも、どこから手を付けたら良いか分からない。
 相続の窓口では
「すべてお任せむさしの相続」
 をお勧めいたします。

遺産
分割協議書の
作成

不動産の
名義変更

不動産の売却

法定相続情報
証明の作成

預貯金の
払い出し

相続登記が義務化されました。
 もう待たなす。
今すぐお電話下さい。
 損をしない様 迷わないで専門家にお任せ下さい。
 仕事はスピード重視で行っています。
費用は完全後払い。
 ご満足いただいてからお支払いいただきます。
スピード重視だからこそその後払い保証です。



青梅市出身 (第4小学校・吹上中学校卒)

東京司法書士会会員
 身元保証相談士協会会員
 成年後見リーガルサポート会員
 日本粉骨士協会 理事
 (運営)司法書士・行政書士・身元保証相談士・粉骨士

むさし中央法務事務所 安島 志郎



▲JR立川駅 徒歩3分

あなたの相続のお悩みを解決します!

【詳細はホームページへ】

相続の窓

むさし中央法務事務所

検索

お問合せは
こちら!

0120-634-339



〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-6-15 アーバン立川ビル1階 info@musashichuo.com

すべての皆様に 安心と安らぎ、という選択肢を

当霊園は青梅の豊かな自然のもとに宗教自由の墓地として開園し、霊園のご利用者様や地元の皆様に支えられながら、間もなく50周年を迎えます。新しい時代へ、皆様の安心を守り続けます。



マスコットキャラクター
大多摩霊園のたまちゃん



バリアフリーも対応しています



春には、園内が桜で彩られます



永代供養墓「おおたまの丘」



管理事務所・休憩所



- 豊かな緑に囲まれ、眺望・日当たり良好です
- JR東青梅駅・西武飯能駅より毎日無料送迎バス運行中
- 承継者やご家族がいない方もお求めいただけます
- 管理料不要の永代供養墓「おおたまの丘」もございます
- 墓じまい不要の個人墓「永代供養墓付プラン」もございます



JR東青梅駅・
西武飯能駅より
無料送迎バス
毎日運行

墓じまいの心配なくご自身のお墓が持てる【永代供養墓付プラン】

STEP 1 承継者がいなくても建墓できます

管理料をお支払いいただく限り個人のお墓が持てます！
お支払い終了から5年後に「おおたまの丘」への改葬となります



STEP 2 墓じまいの手続き不要・改葬費もかかりません！

墓じまいの墓石撤去工事や「おおたまの丘」への改葬費など大多摩霊園が全て手配するので手間も費用もかかりません！



STEP 3 改葬後は「おおたまの丘」で永代にわたりご供養

・ご遺骨は大多摩霊園が責任をもって管理します
・春秋彼岸、お盆の年3回合同献花式を開催
・管理料のご負担はありません



東京都知事認可:56環自保許第44号 57多西開第33号 57労経農林第1228号 他

墓所ご見学随時受付中 お気軽にお越しください



公園墓地・永代供養墓
大多摩霊園

青梅市成木2丁目

詳しくはWebで



お問い合わせ・ご相談、承ります ご案内時間/午前9時~午後5時

0120-059-940

管理事務所 東京都青梅市成木2丁目559番地

https://ootamareien.co.jp/contact_o/

運営元:株式会社栃木家石材店

司法書士は「法律のお医者さん」です

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

相続登記手続き

遺産整理業務

遺言書作成

生前贈与

成年後見



相談に関するお悩みは各ご家庭でさまざまです。
不動産の相続登記を放置すると、問題が発生することもある。

まずはお気軽にご相談ください

つかさ司法書士事務所

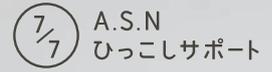
司法書士 大平 官

☎ 0428-78-4826

青梅市河辺町 10 丁目 6 番地の 5 マリオン S301 号室

東京司法書士会所属

整理、片付けなどで困った際にご参考ください | 遺品整理



大切な人を きちんと送る

引越しのプロとして丁寧にサポートします。

お気軽にご相談ください

☎ 0426-98-4868

受付時間 8:00 - 21:00【年中無休】
株式会社 A.S.N(エーエスエヌ) ひっこしサポート



- 遺品整理
- 空き家整理
- 生前整理
- 不用品回収



こんなお悩みありませんか？



片付けたいけれど**体力が...**
忙しくて**時間が...**

住み替え(引越し)
も考えている

片付け・処分・清掃...
色々な業者に頼むのは**大変**

家族で分けたい品をそれぞれに**送りたい**

どこから手をつけてよいか、わからない...

引越しのプロだからこそそのサポート

仕分け・搬出・配送に長けているからこそ、遺品整理も安心してお任せください。



形見分け配送

遺品整理 + 引越し
一括サポート

不用品の処分、買取、清掃、なども
ご相談いただけます。

必要な
部分だけ
のサポートも！



東京A.S.Nグループ エー エス エヌ
株式会社 A.S.Nひっこしサポート

〒197-0003 東京都福生市大字熊川1446番地3
<https://tokyo-asn.com>

●一般廃棄物に関しては提携事業者へ連携致します。 ●産業廃棄物収集運搬業(東京 A.S.Nグループの株式会社 INO が取得) 東京都:第13-00-242914号 埼玉県:第01100242914号 千葉県:第01200242914号 神奈川県:第01400242914号 ●古物商(東京 A.S.Nグループの株式会社 INO が取得) 東京都公安委員会許可:第308832419494号



簡単予約・見積依頼
24時間365日OK!



納骨日までの準備は 当店にお任せください

墓地をお持ちの方

当店で直接お申し込み
頂くのが最安値

1. 墓誌への彫刻
(戒名、故人のお名前の彫刻)
2. お仏壇・お位牌の手配
3. お墓のお掃除
(簡易的なお掃除から薬品洗浄まで)
4. メンテナンス
(メジ切れ・据え直し等)

多様化した時代に合わせた
ご提案をさせていただきます。

労働基準監督署となり

東青梅駅から徒歩5分

「小さなお墓」始めました。

- 骨壺のまま 4 個 (最大8霊) 納骨可能
- 草が生えずお掃除が楽
- コンパクトなのに代々使える
- 将来撤去する場合も費用が安価

最も負担が少ない新しい形のお墓です。



有限会社 **吉川石材店**

☎ 0428-22-7258

年内
無休

青梅市東青梅2丁目6-1

- ・お墓ディレクター1級
- ・終活カウンセラー上級インストラクター
- ・グリーンサポートパディ 資格を保有しています。



宗教・宗旨・宗派は問いません
後の維持費等、一切不要です

梅岩寺 樹木葬

樹齢百五十年の
枝垂れ桜の下で眠るカタチ

10 税込万円
1霊位

※別途、粉骨手数料が掛かります

駅近の魅力! JR青梅駅より徒歩3分

永代供養墓と墓じまいが付いて

49.8 税込万円〜
家族墓



※画像はイメージです

販売概要【セット内訳】

- 文字彫刻代金込み
 - 墓石・工事代金込み
 - 石種の選択自由
 - 撤去工事代金込み
 - 5年間補償付き
 - 永代供養墓付き
- ※石種により価格変動



梅岩寺所在地：東京都青梅市仲町235

お問合せ ☎ 0120-148-408

販売総合受付：営業時間 9時~17時

MEMORIAL 有限会社 メモリアル・ハート

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-3-8YKB新宿御苑ビル4F

発行 青梅市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年月 2025年8月